

櫛田川第一漁業協同組合
三重内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する三重内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があった場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
たも網	たも網の径は50cm以下
刺し網	刺し網及びはりきり網は川幅の2/3以下
はりきり網	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する水谷釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、あゆの遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
松阪市東久保町にかかる大平橋の下流端より上流 松阪市魚見町魚見橋までの区域	10月 1日から 10月20日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	10cm以下
うなぎ	20cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料
あゆ	釣竿、たも網、投げ網、 刺し網、はりきり網	年券10,000円 (あゆ・うなぎ共通)
うなぎ	竹筒、せん、竿釣、手釣	年券 5,000円 (うなぎに限る)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が認定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 櫛田川第一漁業協同組合事務所 (松阪市下七見町46-1)
- (2) 水谷つり具店 (松阪市南町249-1)
- (3) 奥田商会 (松阪市豊原町910-2)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む)及び腕章を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯するとともに、一般遊漁者であることを表示する腕章をつけ、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

3 漁場監視員は、櫛田川第一漁業協同組合の役員が務める。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

遊 漁 承 認 証

表

裏

遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊	(住所)
漁	(氏名)
者	(年齢)

期 間： あゆ 6月1日～12月31日
 うなぎ 1月1日～ 9月30日

遊漁区域：松阪東大橋下流橋より櫛田川
 統合頭首工上流端まで

禁漁区域：あゆ 10月1日～10月20日
 (大平橋～魚見橋まで)

遊 漁 料：10,000円 (あゆ・うなぎ共通)
 5,000円 (うなぎに限る)

発 行 者：

櫛田川第一漁業協同組合 印

○注意事項

1. 遊漁の際は腕章を付けて下さい。
2. 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。
3. 漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができます。その場合は、速やかに指示に従ってください。

○当組合が行っている漁場管理

1. 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。

漁 場 監 視 員 証

表

裏

<h3>漁場監視員証</h3>	<h3>注意事項</h3>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 70px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div><div>氏名</div></div>	<ol style="list-style-type: none">1 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。2 悪質な遊漁者においては松阪警察署に連絡すること。 (0598) 53-01103 監視員は監視員証及び腕章を付けること。
榎田川第一漁業協同組合 印	
有効期間：令和15年12月31日まで	

謄本は原本と相違ないことを証明します。

榎田川第一漁業協同組合 代表理事組合長 田中祐治 印